

第10期高浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 骨子案

1 計画策定の趣旨

- ▶高齢者の介護を社会全体で支える仕組みとして2000年にスタートした介護保険は、昨年、2025年に25年の節目を迎えました。
- ▶2025年は団塊の世代が全員75歳以上となる年にあたります。高浜市においても、今後とも長寿化は進み、介護需要がさらに高くなることが予想されます。



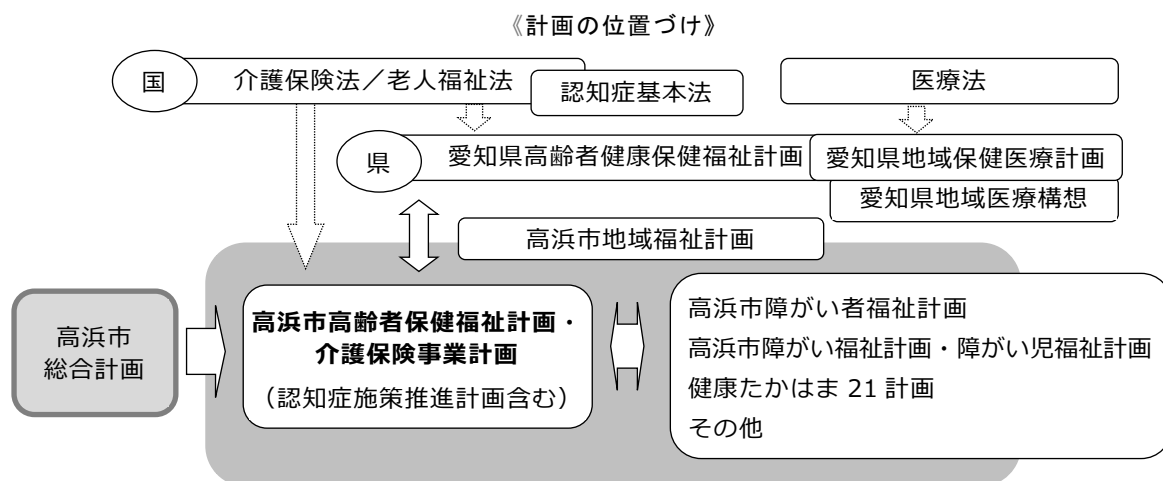
- ▶こうした中、国においては、団塊ジュニア世代が65歳以上になり、さらなる人材不足や財源の逼迫が懸念される〈2040年〉を見据えつつ、令和9（2027）年の制度改正に向けて議論を進めています。
- ▶高齢化の進展には地域差が大きく、地域特性に応じた地域包括ケアシステムの構築・深化や在宅医療・介護連携のさらなる推進に努めていくことが必要です。さらに、高齢者が健康かつ安心して充実した生活を続けられるよう、住宅セーフティネット制度の見直しや介護予防・健康づくりの推進、保険者機能の強化について検討が進められています。
- ▶また、令和6年には「認知症施策推進基本計画」が閣議決定されました。今後は「新しい認知症観」のもと、認知症の本人の声を尊重しつつ認知症になってからも誰もが自分らしく暮らし続けられるよう、地域共生社会の実現や相談支援の充実に努めなければいけません。
- ▶加えて、政府の設置する「2040年に向けたサービス提供体制のあり方」検討会において、介護人材確保と職場環境改善・生産性向上、経営支援などを進める方向が打ち出されており、A I や I C T 等のテクノロジーの活用も含めた持続可能な介護保険サービスや福祉サービスの構築を図ることが重要です。



- ▶これらの動向を踏まえるとともに、高浜市の現状把握と分析を十分に行い、そこから浮かび上がってきた課題の解決を目指し、「第10期高浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」（以下「第10期計画」といいます。）を策定します。

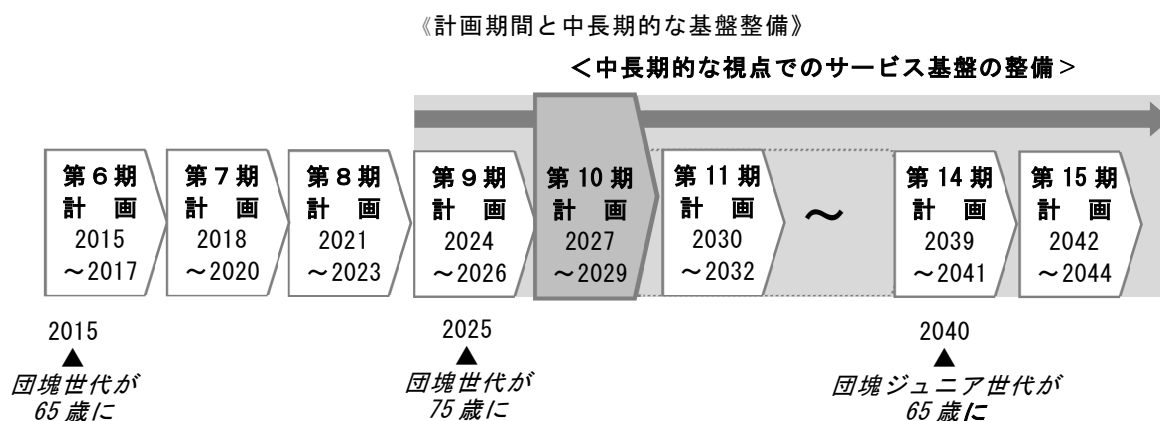
2 計画の位置づけ

- ▶本計画は、老人福祉法第20条の8に定められている市町村老人福祉計画および介護保険法第117条に定められている市町村介護保険事業計画を一体化した計画あり、「高浜市総合計画」「高浜市地域福祉計画」「高浜市障がい者福祉計画」「健康たかはま21計画」等、市の関連計画並びに「愛知県高齢者健康保健福祉計画」「愛知県地域保健医療計画」「愛知県地域医療構想」といった県の関連計画等との整合性を図り策定します。
- ▶また、本計画は、共生社会の実現を推進するための認知症基本法（以下、「認知症基本法」といいます。）第13条第1項の規定に基づく市町村認知症施策推進計画を包含した計画です。



3 計画の期間

- ▶本計画は、令和9（2027）年度から令和11（2029）年度の3年間を計画期間とします。
- ▶被保険者数、要介護・要支援認定者数、介護給付等対象サービスの種類ごとの量、給付費、保険料等の推計にあたっては、団塊ジュニア世代が65歳以上に到達する令和22（2040）年度を含む中長期的な推計を行います。



4 基本理念

高浜市では、これまで、高齢者、障がいのある人、子ども・子育て中の人、生活困窮者、外国籍住民などライフステージに関わりなく必要な支援が受けられるしくみづくりを進めてきました。

第9期計画では、こうした背景のもと、団塊の世代が75歳以上に到達する2025年と生産年齢人口が急速に減少する2040年を念頭に置き、自立支援・重度化防止に向けた施策の具体的な展開などを計画化し、各種施策を推進してきました。

第10期計画は、国の基本指針（案）にも示されたとおり、より具体的に2040年度を見据えた中長期的な推計を行うとともに、質の高い福祉・介護サービスの確保と、それを支える体制を整えるため、これまで取り組んできた「たかはま版地域包括ケアシステム」を更に充実・深化していきます。

そこで、第10期計画の基本理念は、高齢者のみならず、すべての市民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく生きられる地域共生社会の実現を目指す第9期計画の基本理念をさらに発展させ、次のとおりにしたいと考えます。

共に生き、つながる力で創ろう！
いつまでも健康で自分らしく輝けるまち たかはま
(仮)

※「5 基本方針」および「6 施策の体系」において、第9期計画からの変更部分や重点的な取り組みが求められる部分には下線を付しています。

5 基本方針

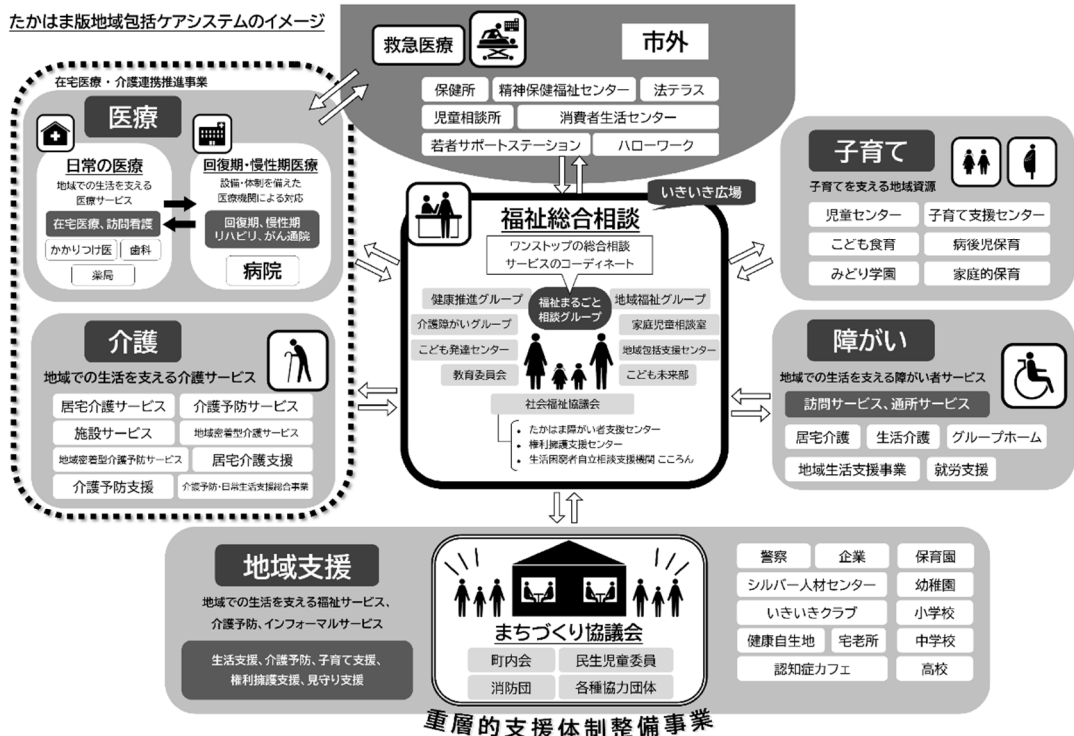
第10期計画では、「基本理念」の実現を目指し、次の4つの「基本方針」に基づき計画を推進します。

(1) たかはま版地域包括ケアシステムの充実・深化

「いきいき広場」を中心に、誰もがいつまでも住み慣れた地域に暮らし続けられるよう、福祉・介護サービスはもとより、インフォーマルサービス、住まい、地域団体など地域資源を最大限活用するとともに、地域の多様な支える力を結集させ、重層的な支援体制を目指した「たかはま版地域包括ケアシステム」の更なる充実を目指していきます。

また、頼れる身寄りのいない高齢者をはじめ誰もが住み慣れた地域で最期まで自分らしく暮らせるよう、生活支援の充実を図るとともに、意思決定、権利擁護に向けた支援体制の整備を目指します。

更に、未来の高浜市の姿を見据えながら、福祉・介護を支える人材の確保・育成とDXの推進による介護現場の生産性向上を官民協働で推進します。



(2) フレイル予防と高齢者の活躍するまちづくりの推進

すべての市民がいつまでも健康で活躍できるよう、フレイル予防を2040年に向けた重要な取組として位置づけます。社会とのつながりを失うことがフレイルの最初の入り口と言われていることから、地域における高齢者の活躍の場である「健康自生地」や世代や属性を超えた交流の場である「まぜこぜの居場所」の更なる充実を図ることにより、まちが賑わい、地域経済が活性化するよう、地域の様々な団体、事業者と協働して、高齢者が担い手として活躍できるまちづくりを目指します。

また、多様な主体が軽度の人々の生活支援や介護予防の担い手となることを促進し、専門職が知識やスキルを最大限に発揮できる環境を整えます。

更に、生活習慣の改善がフレイル予防につながることから、高齢者をはじめすべての市民が自分の健康は自分で守るという意識のもと、主体的に楽しみながら健康づくりに取り組めるような環境を整えます。

(3) 認知症施策の推進

認知症基本法では、「共生」を中心に施策を進めることを基本的な考え方としています。この考え方を受け、誰もが認知症になり得ることを前提に、認知症になっても希望を持って暮らし続けることができるという「新しい認知症観」についてできる限り多くの市民に理解を深めてもらうための取組を進めるとともに、認知症の人と家族の地域における居場所づくりや見守りネットワークづくりを進めていきます。

更に、認知症の人の声を聴きながら、その生活を営む上で障壁となるものを除去し、社会参加の機会の確保を図ります。

また、「予防」という視点からは、科学的知見に基づく認知症予防に関する知識の普及を図るとともに予防プログラム開発を目指します。

(4) 要介護者と介護に取り組む家族への包括的な支援の充実

介護が必要な状態になっても、誰もが自らの意思でサービスを選択できるよう、居宅サービス、施設・居住系サービスを問わず必要とされる介護保険サービスを十分に確保できるよう、2040年度を見据えた中長期的な推計に基づき基盤整備を進めます。

また、施設を選択せず、在宅介護を継続するため、家族介護者の精神的・肉体的負担を軽減することを重点に置いた支援策や重度の介護を要する人も安心して在宅で療養できるようなサービスの拡充を目指すとともに、要介護者本人の希望や取り巻く状況の

変化等に速やかに対応できるサービス提供体制の確保に努めます。

自立支援、介護予防、介護給付費の適正化に関する施策と目標を設定し、客観的に実績を評価する仕組みを確立していきます。

3 施策の体系

基本理念	基本方針	施策の方向性
共に生き、つながる力で創ろう！ いつまでも健康で自分らしく輝けるまち たかはま（仮）	1 たかはま版地域包括ケアシステムの充実・深化	○地域共生社会の実現に向けた取組の推進 ○医療・介護連携の推進とネットワークの深化 ○介護人材の確保・定着とテクノロジー活用による生産性向上の推進 ○住まいのセーフティネットの構築と居住支援体制の整備 ○頼れる身寄りがない高齢者等の支援体制の充実 ○高齢者の権利擁護の推進（基本方針3から移動） ○安全・安心のまちづくりの推進
	2 フレイル予防と高齢者の活躍するまちづくりの推進	○フレイル予防の充実 ○生きがい活動・就労の推進 ○介護予防・日常生活支援総合事業の充実・強化 ○自立支援・重度化予防の取組と目標 ○在宅生活支援の充実
	3 認知症施策の推進（認知症施策推進計画）	○認知症への正しい理解の普及と当事者・家族が安心して暮らせる地域づくり ○認知症バリアフリーと社会参加支援の推進 ○認知症予防の推進 ○認知症支援体制の構築
	4 要介護者と介護に取り組む家族への包括的な支援の充実	○被保険者・認定者の現状と見込み ○居宅サービス等の現状と見込み ○地域密着型サービスの現状と見込み ○施設・居住系サービスの現状と見込み ○市町村特別給付（横だしサービス）の方向性 ○介護保険事業費・介護保険料の見込み ○介護給付の適正化の推進